

「気象警報発表時等」における学校の措置について

千葉市に「暴風警報」等が発表された場合、各学校においては、児童生徒の安全と保護者の安心を第一に考えた防災対策を講じ、児童生徒の指導及び保護者への周知について十分な配慮を行う。

- 1 午前7時の段階で、「暴風警報」・「暴風雪警報」あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪の「特別警報」が継続中の場合は、臨時休業とする。

当日の給食は、この段階で全市一斉に中止となる。ただし、特別支援学校及び稲毛高等学校附属中学校は、その判断時刻を午前6時とする。

市立高等学校については、その判断時刻を午前6時と午前10時とする。

真砂中学校かがやき分校(以下公立夜間中学校)については、その判断時刻を午後2時とする。

なお、「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合とは、「千葉市」に警報が発表されている状態を指します。

気象情報については、テレビ等のメディアや、インターネットで確認してください。ちばし安全・安心メールやYahoo!防災速報アプリのほか、気象庁HP「あなたの街の防災情報」でも確認することができます。

- 2 午前7時(公立夜間中学校は午後2時)の段階で、千葉市に「避難指示」が継続中の場合、対象地域内に学区が含まれる市立小学校・市立中学校は「臨時休業」とする。市立高校2校及び稲毛高附属中学校・中等教育学校・特別支援学校・公立夜間中学校の6校は校長が対象地域を確認し、学校の状況等を鑑み、「臨時休業」の有無を判断する。

※「臨時休業」とする場合は、保護者(公立夜間中学校は生徒も含む)に学校・家庭間連絡システム「すぐる」等で連絡をする。

※対象地域に含まれない場合でも校長が危険と判断した際は、「臨時休業」とすることも可。

【発令例①】「土砂災害に係る『避難指示』緑区」(土砂災害に係る「避難指示」は、区退位で発令)緑区の学校で、学区に「土砂災害警戒区域」又は「基礎調査予定箇所」が含まれる場合は、「臨時休業」とする。

【発令例②】『避難指示』都川」(洪水に係る「避難指示」は、川単位で発令)都川付近の学校で、学区に「洪水浸水想定区域(計画規模)」が含まれる場合は、「臨時休業」とする。

3 補足

- (1) 午前7時(公立夜間中学校は午後2時)以前に登校をしなければならない部活動の朝練習などが計画されている場合は、各学校で前日の下校までに天気予報等の情報を的確に把握し、中止等の判断をする。
- (2) 遠足・修学旅行・体験学習等、原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報が発令されておらず、気象情報や関係機関の情報から、出発を遅らせる措置などを講ずれば安全が確保される場合には、校長の判断により実施することができる。なお、旅行会社等との契約段階で、事前に天候等により、実施できなくなる場合の処理条項を確認しておく。
- (3) 原則として教育センター・養護教育センターにおいても同様の対応とする。個別相談は延期、グループ活動は休止、ライトポートは臨時休業とするなどの具体的対応を提示する。
- (4) 暴風警報を伴う「大雨警報」「大雪警報」の場合も同様に対応する。

4 その他の気象状況への対応

- (1) 登校前の「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等の場合
午前7時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」の場合や、洪水・波浪・高潮の「特別警報」が発表されている場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。
- (2) 登校後に「警報」が発表された場合
各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。
- (3) 保護者等への周知
各学校においては、今回の通知以降においては、年度始め、学期始めなど事前に措置の内容や学校と家庭との連絡の方法など、各家庭に周知徹底を図る。

【補足】

給食中止に伴い発生する食材費の負担については、自然災害であるので保護者負担とする。各学校においては、このことについても事前に保護者に伝えること。

5 臨時休業措置等の報告について

- (1) 早急に報告を必要とする場合
台風・大雪・大雨等により、児童生徒の登下校に支障や危険が予想されるとき
- (2) 報告事項
登校時刻の変更・下校時刻の変更・臨時休業措置
- (3) 報告の方法
 - ①各市立学校は、措置の状況等について学事課に報告する。
 - ・方法→気象警報発令時に学事課より入力用データをメール送付するので必要事項を入力し送信ボタンを押下。
 - ・入力事項→報告者、報告日時、当日の休業の有無、当日の登下校時刻の変更、変更後の登下校時刻、翌日の休業予定、翌日の登校時刻の変更、変更後の登校時刻等
 - ・報告時間→午前9：00～9：30 ・午後2：00～2：30
- (4) その他
 - ①臨時休業をした場合、当該校長は、市小学校及び中学校管理規則第20条、特別支援学校規則第5条、高等学校管理規則第23条の規定により「臨時休業報告書」を学事課に提出する。
 - ②全市一斉に、「臨時休業」の場合については報告を要しない。

6 暴風等による非常変災時の特別措置に係る出欠席の扱い

- (1) 全校休業措置を取った場合
「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。
- (2) 一部休業措置を取った場合
 - ①同一学年の全学級が同じ日に、「臨時休業」措置をとった場合
「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。
 - ②ある学級のみ休業措置を行った場合
「出席停止・忌引等」の特欠に該当し、「出席しなければならない日数」から減ずる。
- (3) 「家庭の判断」という措置（個人が休んだ時）をとった場合
 - ①「家庭の判断」で休ませた場合、「出席停止・忌引等」の特欠に該当する。
 - ②「家庭の判断」で登校させた場合は「出席」とする。
- (4) 登校時刻の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合
「出席」の扱いとする。「遅刻」や「早退」扱いにはしない。
※出席簿の扱いについては、「千葉市立小・中・特別支援学校出席簿作成要領」を参照すること。